

地域ケア会議について

伊賀市地域包括支援センター

● 支援会議（社会福祉法第 106 条の 6）の位置付け

- ・ 本人の同意が得られないために、支援関係機関等の情報共有や役割分担が進まない事案
 - ・ 予防的・早期の支援が必要にも関わらず体制整備が進まない事案 など
- ⇒ 必要な支援体制に関する検討を行う（出席者に守秘義務が課される）

（内容）

- * 気になる事例の情報提供・情報共有
 - ※ 支援関係機関がそれぞれ把握していながら支援が届いていないことがある
- * 見守りと支援方針の理解
- * 緊急性がある事案への対応 など

● 伊賀市の要綱では主に次の 3 点について規定。

（市及び社協職員はいずれの会議にも出席）

① 地域における個別ケースの検討及び具体的支援の検討に関すること。

⇒ **【個別会議】 個別ケースの検討**

地区担当民生委員、民協会長、自治会長（区長）などの出席を想定
地区民協単位（14 か所）ごとに随時開催

② 地域生活課題の発見、情報共有及びその解決の方法を検討すること。

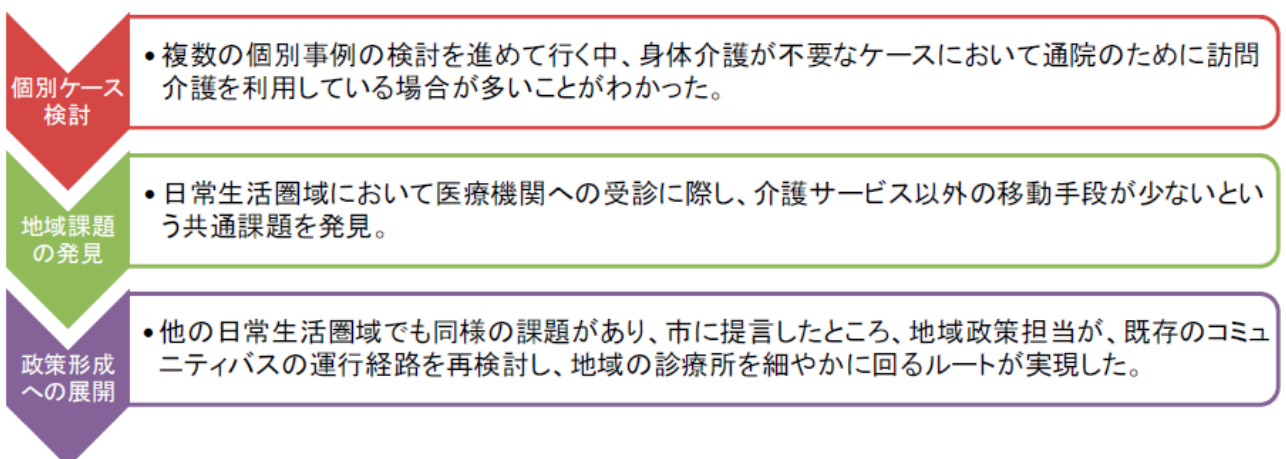
⇒ **【運営会議】 ネットワークの構築、地域課題の発見**

民協会長、支援関係機関などの出席を想定
支所単位（6 か所）ごとに定例開催

③ 地域における社会資源相互の協力と連携に関すること。

⇒ **【担当者会議】 市全域で共通した地域課題の抽出**

（イメージ）



2024（令和6）年度 多機関協働事業に係る会議の開催状況（11月末現在）

① 個別ケースに係る会議（高齢者虐待及び障がい者虐待に係る会議を除く）

会議の種類	開催回数	主な内容	出席した関係機関
相談事案調整会議	4回	・ 孫世帯を支援する生活困窮世帯への支援（2回） ・ 外国籍世帯の生活支援 ・ 多世代同居の経済的困窮世帯への支援	【庁内】 健康福祉部以外の担当課を含む6課（延べ13機関） 【庁外】 5機関（延べ6機関）

② 地域ケア会議運営会議

支所ごとの地域福祉課題について協議する。

エリア	開催日	出席した関係機関
上野（A班）	5/15, 11/7	【全エリア】 民生委員児童委員連合会、居宅介護支援事業所、伊賀市社会福祉協議会、地域包括支援センター（相談支援室） 【島ヶ原のみ】 地域まちづくり協議会
上野（B班）	8/8, 2/6	
伊賀	8/23, 1/24	
島ヶ原	7/25, 1/23	
阿山	7/11, 1/20	
大山田	7/18, 1/16	
青山	7/4, 1/29	

上野 A 班…上野東部、成和、上野西部、城西、丸山、久米

上野 B 班…上野東部、成和、上野南部、しらさぎ、上野北部